

アフリカ豚熱のゾーニングを適用した ハンガリーからの生鮮豚肉の輸入再開に関するリスク評価報告書概要

2020年6月30日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

1. 我が国はハンガリーから輸出される生体豚及び生鮮豚肉について家畜衛生条件を締結していたが、2018年4月、ハンガリー国内にて野生イノシシでのアフリカ豚熱（以下「ASF」）陽性確認を受け、家畜衛生条件に基づき、同国からの豚、豚肉等の輸入を一時停止した。
2. 本輸入停止措置に対し、2018年7月、ハンガリー当局からゾーニングを適用したハンガリー産生鮮豚肉の輸入再開の要請があった。
3. このため、標準的手続に従い、ハンガリー当局との質問票のやりとりや現地調査を通じて情報収集を行い、ゾーニングを適用してハンガリー産生鮮豚肉を輸入再開した場合の ASF の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

II. 評価事項

1. ハンガリーの獣医組織体制

(1) 獣医当局

ハンガリーでは、農業省が家畜衛生に関する法令整備や政策決定等を行い、農業省が所管する中央食品流通安全局（Nebih）が、具体的な防疫対策の策定や動物疾病発生時の防疫対応等を担当する。また、国内で ASF 等の重要疾病が発生した場合には当該疾病に関する防疫対策の指示・調整を行う国家疾病戦略室が置かれる。Nebih には疾病診断を行う獣医衛生診断課（Nebih-VDD）が設置され、国内3か所の診断施設で届出伝染病の検査業務を行っているが、ASF の検査はブダペスト市に所在する Nebih-VDD 本部でのみ実施される。

ハンガリーの地方獣医行政機関としてはブダペスト市の首都事務所の他、全19県に地方行政機関（県当局）が置かれている。各県には県の行政単位である郡に郡当局（計82か所）が置かれ、Nebih が策定する防疫対策に基づき、これら県及び郡当局が家畜衛生管理・防疫措置を実行する。なお、ハンガリーには計192の郡があるが、複数の郡を担当する郡当局が設置されることがあるため、郡の数は郡当局の数とは一致しない。

また、国内法令に基づき、郡当局が民間獣医師を指名・認定して、公的

業務に従事させることが可能となっている。

(2) 法制度

ハンガリーには、家畜衛生分野を含む食品流通管理に関する国内法令として食品流通法がある。同法の規定に基づき、農業大臣又は首席獣医官は、家畜疾病の予防、撲滅ならびに監視のための国家プログラムの策定ならびに実施を命ずることができる。

同法令では、ASF は届出対象疾病に指定されている。罹患している疑いのある動物を発見した者には通報義務が課され、これを怠った際には罰則が適用される。

2. 家畜豚の飼養状況、衛生管理状況及び ASF 対策

ハンガリー国内の豚飼養頭数は約 279 万頭(2018 年時点)であり、その 9 割以上は大規模農場で飼養される。平時より農場が遵守すべきバイオセキュリティ基準が法令で定められており、定期的に郡当局による監査・指導が行われる。新規に養豚業を始める際には郡当局への申請が必要であり、農場の拡張や設備の修繕の際にも、郡当局が書面により同基準の遵守状況の審査が必要となる。大規模農場(飼養頭数 100 頭以上)は同基準に準拠した場所のみ設置が許可され、併せて農場を囲うフェンスや車両消毒施設、死体保管場所等の設置ならびに民間管理獣医師との契約が義務付けられる。小規模農場(飼養頭数 100 頭未満)においても、大規模農場と比べて施設要件は少ないものの、更衣施設、消毒設備の設置等が義務付けられる。法令違反に対しては郡当局による指導が行われ、従わない場合には営業停止措置等が取られることがある。

ハンガリーでは全土を ASF のリスクレベルに従って区分し、リスクレベルに応じて強化された農場バイオセキュリティ措置を含む ASF 対策を講じている。EU 規則では ASF リスクレベルに基づくゾーン設定が求められているが、ハンガリーでは、この EU 規則に加えて独自のゾーン設定を行うことにより上乘せした ASF 対策が講じられている。

また、ハンガリー国内での ASF 発生を踏まえ、農場バイオセキュリティ基準の強化にかかる首席獣医官令が発出されており、豚農場における ASF パッシブサーベイランスについても全土で強化されている。

3. 豚のトレーサビリティ制度

国内法令により、商用・非商用問わずイノシシ科の動物を飼養する全ての農場、と畜場、生体市場等の動物飼養施設は、当局が管理するデータベース(TIR)に施設情報を登録する義務があり、登録済みの施設には固有の登録番号が割り当てられる。飼養する動物種に変更や追加がある

場合にはデータが更新される。TIRに登録された情報は、疾病発生時の移動制限措置の実施やその解除ならびに疫学調査等にも利用される。

豚の個体識別は、繁殖用母豚については個体毎の識別（耳標）がなされ、肥育豚については農場毎に群単位での識別がなされる。これらの識別情報は当局が管理するシステム（ENAR）に登録されることとなっており、生体豚の移動に際しては、移動後7日以内にENARに移動の情報を登録・更新しなければならない。

TIRとENARにより、Nebih、県及び郡当局において全ての動物飼養施設の情報やイノシシ科動物の移動履歴等が把握可能な体制が構築されている。

生体豚の移動については動物衛生に関する証明書類の添付が併せて義務付けられており、ASF対策として、EU規則が定める各リスクエリアにおける生体豚の移動時に関する措置に加えて、野生イノシシでの発生が確認されているエリアからの移動にあたっては、ハンガリー独自に移動前30日間の隔離や、移動前7日以内のPCR検査、体温測定及び農場到着後40日間の着地検疫といった要件が課されている。

4. と畜場、食肉処理施設

EU加盟国では、EU規則に基づき、全てのと畜場はその運営にあたってEUの認定を受ける必要があり、ハンガリーにおいても県当局に設置に関する申請書類及びHACCPに基づく衛生管理計画書を提出して認定を受けなければならない。現在、ハンガリー国内には豚の受け入れが可能なと畜場が197施設あり、そのうち106施設が豚のみを受け入れている（2019年時点）。

と畜場では郡の公的獣医官が日々のと畜前後検査を行うとともに、と畜場のシステムを常時監督する。公的獣医官は搬入される豚がと畜場が受け入れを可能としているASFリスクエリアに所在する出荷元農場に由来するものか否かを添付書類に基づいて確認する。と畜前後の検査に当たっては、ASFについて注意を払うべき点を記載したEU規則書（ASF診断マニュアル）に従って検査を実施する。と畜前後検査においてASFを疑う異常を認めた際には、公的獣医官がと畜作業を停止した上で郡当局に通報し、省令及びASF防疫指針に従った対応を実施する。

EU加盟国では、EU規則に基づき全ての食品製造業者に対して製品のトレーサビリティの確保義務を課しており、万一、農場でASFが発生した場合でも、当該発生農場及び疫学関連農場に由来する豚の肉が含まれる可能性のある製品の品目名とロット（の範囲）を迅速に特定することが可能である。

5. 国境検疫措置

動物（生体）及び畜産物を EU 域外から輸入する際には、国境検疫ポスト（BIP）で国境管理措置を受けることになっている。ハンガリー国内4か所の BIP に郡当局の職員が配置され、動物検疫及び食品安全の観点から輸出入検査を行っている。輸入可能な物品は BIP によって異なり、例えば、ウクライナとの国境に設置される2か所の BIP ではいずれも豚（生体）及び豚肉の輸入は認められていない。

BIP と税関は検疫業務に関する協力協定を結んでおり、一般旅客の携帯品の検査は主に税関職員が行い、違法持ち込みの動物由来製品を発見した際は収去する。検疫が必要な商用貨物については税関職員から適宜 BIP への連絡や案内等が行われる。

EU 域外の ASF 発生国からハンガリーへ入境する生体豚の運搬車両については、完全に消毒された状態である証明書を提示できなければ入国が許可されず、糞便による汚染等が確認された際には最寄りの消毒施設に送ることが法令で定められている。

EU 加盟国からの輸送については域内移動に当たるため国境管理措置は講じられないが、EU 全域を対象とした ASF 防疫対策として、制限エリアから ASF を拡げるおそれのある搬送品（豚生体、豚由来製品、車両等）については適切な拡大防止策を講じることが義務付けられている。

6. ASF 診断機能

ハンガリー国内での ASF 検査は、Nebih 本部にある獣医衛生診断課（Nebih-VDD）で実施されており、ハンガリー国内で採取された ASF 検査用のサンプルは全て同施設へ送られる。サンプルを適切な状態で迅速に搬送するため、Nebih 所属の ASF 検査サンプル専用輸送車が国内各地を回ってサンプルを回収する独自の輸送システムが確立されている。

EU 規則（ASF 診断マニュアル）に従い、ASF の検査にはリアルタイム PCR 検査が用いられており、必要に応じて血清学的検査（ELISA 検査）も実施される。実験室検査は ISO17025 に準拠した精度管理の下で行われており、適切な検査を遅滞なく実施する体制が整っている。

7. ハンガリーにおける野生イノシシでの ASF 発生状況

2018 年 4 月に（他国と国境を接していない）北東部のヘベシュ県で初めて死亡野生イノシシの ASF 感染例が確認され、それ以降、東部から中部へと野生イノシシで拡がりを見せつつ継続的に発生している。感染事例の疫学調査より、ハンガリーの野生イノシシに ASF が侵入するリスク

要因として、生きた感染野生イノシシの移動、水害等による環境の汚染及び汚染畜産物によるものの3つが推察された。フェンスで囲まれた野生イノシシ公園内での発生後、フェンス外へと拡大したと推察される発生事例も認められており、これまでの対策で野生イノシシでの感染拡大を完全に防ぐことは困難なことが示唆された。

なお、ハンガリーでは野生イノシシでの発生事例に応じて随時リスクエリアの見直しが行われている。

8. 野生イノシシにおける ASF 対策

ハンガリーでは、狩猟を管理する全国的な組織・体制及び関連法令が整備されており、農業省が狩猟管理の最上位に位置している。ハンガリー国内では狩猟区域を細分化しており、各狩猟区を管理する狩猟協会が設置され、県の狩猟当局によって全ての狩猟協会の管理が行われる。狩猟協会は野生動物の生息頭数推定を行っており、この推定数を基準に県当局が翌年度の狩猟目標数を設定する。狩猟協会にはこの目標数を達成する法的義務が課される。

前項に記載のとおり、ハンガリーでは野生イノシシでの ASF 発生状況をもとにリスクエリアが設定されており、エリア毎に野生イノシシの狩猟や餌付けに関する規制、死体の取扱い、ASF 検査の実施等が定められている。低リスクエリア以外のエリアでは個体数削減と ASF アクティブサーベイランスを目的とした狩猟活動（診断的狩猟）を行うことになっており、ハンガリー全土で実施されている（2020年6月時点）。また、全土で野生イノシシの死体の積極的な搜索と、死亡イノシシの強化されたパッシブサーベイランス（PCR 検査）が行われている。なお、感染エリアでの一般的な狩猟行為は禁止されているが、感染エリア以外で狩猟されたイノシシについては食用を目的とした流通も可能で、狩猟後のトレーサビリティ確保のための個体識別（標識の装着）を経て、ジビエ専用の加工施設で検査ならびに加工処理等が行われる。

なお、死亡イノシシの搜索や報告、診断的狩猟の実施等には政府から報奨金が支払われる。

9. 家畜豚における ASF 発生時の対応

2020年6月時点で家畜豚での ASF 発生事例は確認されていないが、感染を疑う動物を発見した際の通報のフローや発生時の対応等についてはハンガリーの国内法令及び ASF 防疫指針において規定されている。発生場所を管轄する県当局が中心となって防疫対応に当たることとされており、報告ルート及び初動の指揮命令系統が明確化され、報告様式等も定

められている。

防疫指針によれば、民間獣医師又は郡当局より家畜豚における ASF 感染疑い事例について通報を受けた場合には、県当局は当該農場に対して移動禁止を指示した上で、農場への立入調査や情報収集等を行う。検査の結果、発生が確定した場合、郡及び県当局により制限区域の設置（保護区域 3km、サーベイランス区域 10km）、移動制限、発生農場内における殺処分、疫学調査等を実施することとされている。

ハンガリーでは法律に基づく殺処分に対する補償制度が整備されている。ASF 発生時の人員及び資材については当局によって平時より確保されており、また、定期的に防疫演習を実施する等、家畜豚での発生に際して ASF を早期に封じ込めを行う体制が整っている。

Ⅲ. まとめ

ハンガリーでは明確な指揮系統のもと中央と地方当局が連携し、適切な人員や必要な資材を確保を通じて防疫指針に定められた防疫措置を実施するための体制が構築されている。商用、非商用にかかわらず、養豚農場に ASF を侵入させないために生産者が遵守すべきバイオセキュリティ基準についても法令に定められている。ハンガリーでは、EU 規則で定めるリスクエリア区分に加えて、国内の発生リスクに応じた独自のリスクエリア区分を上乗せで設定しており、リスクレベル毎に家畜豚及び野生イノシシに対する措置が講じられている。また、家畜豚での ASF の発生に際しても、これを早期に摘発するためのサーベイランス・検査診断体制が適切に整備されている。

一方、ハンガリーでは、2018 年 4 月以降の野生イノシシでの初発事例以降も野生イノシシでの ASF 感染事例が継続して確認されており、発生地域も拡大している。これは積極的なサーベイランス体制が機能していることの反映と考えられるが、家畜豚での発生リスクを的確に推定するためにも、引き続き野生イノシシでのサーベイランス機能が適切に維持される必要があると考えられる。また、野生イノシシでの発生状況の把握に加えて、個体数管理対策の実効性についても引き続き注視していく必要がある。

国内の全ての豚農場、と畜場、市場等の動物飼養施設の登録情報及び豚の個体又は豚群の識別情報及び移動履歴については法律に基づき当局へ届出ることが義務付けられている、また、と畜場で加工された豚肉製品についても、EU 規則に基づき加工・流通業者にトレーサビリティ確保の義務が課されており、万一、家畜豚で ASF が発生した場合でも、発生農場及び疫学関連農場の豚に由来する肉が含まれる可能性のある製品の

品目と該当するロットの範囲を特定することが可能なトレーサビリティが確保されている。

一方、ジビエとして流通する野生イノシシの肉製品は、狩猟動物の加工に特化した専用の施設で処理されるため、処理工程で家畜豚と野生イノシシが交差することはない、またそれらの製品が相互に混入する可能性も低い。

ハンガリーでは、未だに家畜豚での ASF 発生は確認されていないが、万一発生が確認された場合には、国内の関連法令及び ASF 防疫指針に基づいて迅速な対策が講じられる。また、上述の通り豚飼養施設の登録情報は当局のデータベース上で管理されているため、疫学調査等についても円滑かつ迅速に実施できる体制が整っている。しかしながら、同国では家畜豚では未だ ASF 発生時が発生していないため、実際に発生した際の防疫措置の実施状況やその実効性については的確な情報収集等を通じて把握に努める必要がある。

以上のことから、ハンガリーでは、ASF の発生を早期に摘発し、封じ込めるために必要な体制が確保されていると考えられる。仮に、日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求した場合には、これに対応することが可能な体制が備わっていると考えられる。